

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上とします。足りない場合、入札は無効となります。

2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後に還付します。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額または一部に充当します。

3 入札保証金の免除

- (1) 次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として見積金額の 100 分の 5 を徴収します。

ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を **令和 7 年 6 月 3 日 (火)** までに提出した場合。

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合。（提出期限：**令和 7 年 6 月 3 日 (火)** まで）

4 入札保証金の納付方法等について

(1) 納付方法

ア 「入札保証金納付書発行依頼書」及び「債務者登録申請書」に必要事項を記入し、沖縄県土木建築部首里城復興課企画班へ提出してください。

イ 上記申請書に基づき納付書を発行しますので、下記納付場所において納付し、領収書の写しを **令和 7 年 6 月 3 日 (火)** までに提出してください。

(2) 納付場所

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄労働金庫、農業協同組合（県内）、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行

(3) 還付方法

入札終了後、「入札保証金払戻請求書」を提出してください。請求書に記載された口座に振り込みます。